

輸送契約書(案)

沖縄県(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)は、航空貨物及び地上配送貨物輸送業務に関し、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 本契約の要項は次のとおりとする。

- (1) 業務内容 令和8年度沖縄県病害虫防除技術センター航空貨物及び地上配送貨物輸送業務の単価契約
- (2) 運送単価 別表運賃単価表による
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(契約保証金)

第2条 (沖縄県財務規則第101条による。)

(業務内容等)

第3条 乙は仕様書及び関係法令に基づき業務を誠実に履行しなければならない。

(代金の請求及び支払い)

第4条 ウリミバエ、セグロウリミバエ、ゾウムシ類の運賃は一般貨物運賃の小口料金扱いとする。但し、公共料金及び認可料金等の改訂がある場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

- 2 集配料金は、別表運賃単価表に記載されている集配料金の単価に件数を乗じた金額(1円未満切捨て)とする。
- 3 航空運賃(又は地上配送運賃)は、別表運賃単価表(保険料を除く)の各路線の単価に重量を乗じた金額(1円未満切捨て)とする。ただし、45キログラム未満の場合は、単価に件数を乗じた金額(1円未満切捨て)とする。
- 4 請求代金は、第2項の集配料金と第3項の運賃の合計にその100分の10に相当する金額を(1円未満切捨て)を加算する。
- 5 宮古島、石垣島、久米島、与那国島、津堅島からの全ての貨物に対する取扱手数料と着払手数料は収受しない。
- 6 乙は毎月末日にその月分の請求代金を計算し、甲に請求するものとする。
- 7 甲は前項の請求書を受理した日から30日以内に請求書額を支払うものとする。

(業務内容の変更)

第5条 甲は、契約締結後において、この契約について内容の変更等をする必要が生じたときは、乙と協議して契約の変更をすることができる。

(契約の解除)

第6条 令和8年度歳出予算について、当該金額の減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

- 2 甲は乙が本契約に違反し、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認

められたときは、本契約を解除できるものとする。

3 甲は、乙が各号の一に該当すると認められるときは、何らかの勧告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

(2) 役員などが自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員などが、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第7条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第8条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は運送にあたり乙の責に帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、天災、その他不可抗力によるもの及び乙の責に帰することのできない理由による場合はこの限りではない。

（再委託）

第10条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わ

せてはならない。

(秘密の保持)

第 11 条 乙は、輸送業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義の協議)

第 12 条 本契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

2 消費税及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改訂する。

(費用の負担)

第 13 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

この契約を証するため本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市真地 1 2 3 番地
沖縄県病害虫防除技術センター
所 長

乙